### 事業者の皆様へ

# 準備契約案件における落札後辞退 に関する注意事項(お知らせ)

例年、1 者の事業者が複数の準備契約案件を落札し、そのうちの一部について 契約締結を辞退する事例が見受けられます。

準備契約案件における落札後辞退については、新年度における都民サービス 提供の観点を踏まえ、円滑な再発注を行う必要があることから、「即日指名停止」 を行うこととしており、新たな入札への参加はもとより、既に落札した他の案件 についても、契約締結はできません。

事業者の皆様におかれましては、<u>落札決定後に契約締結を辞退することのないよう、発注内容を十分に確認のうえ慎重に積算を行うとともに、自社の状況</u>や実績等を踏まえ、確実に履行可能な数の案件への応札をお願いします。

### ★準備契約案件とは…

新年度4月1日付で契約を締結し、速やかに履行を開始する必要がある業務に ついて、予算案の可決を条件に、前年度中に落札者を決定する案件

- ◎準備契約案件において落札者と決定された事業者が、正当な理由なく契約締結を辞退した場合は、「即日指名停止」(※)となります。その場合、他の準備契約案件を落札していたとしても、その契約を締結することはできません。
- ※庁内協議会の議を経ずに、直ちに指名停止を行うこと。(終期等は改めて庁内協議会で決定)
- ◎準備契約案件において落札者と決定された事業者が、当該契約の締結を辞退せざるを得ない状況になった場合は、<u>落札決定の通知を受けた日の</u> 翌日から起算して5日以内(閉庁日を除く)に申し出てください。その場合、原則として6か月の指名停止期間となります。

6日目以降に契約締結を辞退する申し出を行い、<u>指名停止期間を遅らせるために意図的に申出を遅延したなど、正当な理由がなく悪質性が認められる場合などには、指名停止期間の加算(最大6月を加算)を行う</u>場合があります。

※この取扱いは、令和2年4月1日付けで契約締結する準備契約案件から適用しております。

### 〈問合せ先〉

東京都財務局経理部総務課(契約調整担当) 電話 03-5388-2607

### 落札(採用)された事業者の方へ

# 契約書の速やかな提出をお願いします!!

契約書を作成する案件の契約締結は、地方自治法により契約書に受発注者両者の記名押印を行わないと確定しないことが定められています。(開札日の翌日が自動的に契約締結日とはなりません。)

また、落札(採用)者となった場合は、入札参加者心得により、落札(採用)者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して**5日以内(閉庁日を除く)**に契約書を提出することが義務付けられています。

このため、契約締結が行われないと次のようなこととなるので注意が必要です。

- ① 受注者において履行の開始ができない
- ② (工事)受注者からの前払金の請求ができない

さらには、契約書の提出がないと<u>落札はその効力が失うことがある</u>ことも入札参加者心 得に定められています。

落札した案件の履行開始等が迅速に行えるよう、速やかな契約書の提出をお願いします。

#### 〔(工事)「履行保証保険」等の契約締結日の取扱いについて〕

契約保証金は、法令上契約締結前に支払うこととなっています。これは、契約保証金に 代わる履行保証保険契約の締結又は保証事業会社の保証を受ける場合も同様です。

履行保証保険契約や保証事業会社の保証の申込時に「契約締結日」が必須の記載事項となっている、との話を聞きますが、損害保険会社及び保証事業会社に確認したところ、次のような取扱いであることが確認できています。

- ① 「履行保証保険」…契約締結日の記載は必ずしも求めていないが、何らかの日付の 記載は必要。契約締結**予定**日でも保険契約は可能。(損害保険会社に確認済み)
- ② 「保証事業会社の保証」…契約締結日の欄は、<u>空欄</u>でも証書の発行は可能(保証事業会社に確認済み)

特に履行保証保険契約の申込みに当たり、代理店等から上記内容と異なる話がある場合は、取扱っている損害保険会社によく確認するよう説明してください。

委託・物品買入れ等

# 社会保険・雇用保険の加入手続はお済みですか?

# 労働者を雇用している事業者には 社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります

働く人たちの処遇を向上させ、安心して働ける労働環境を確保するために、社会保険及び 雇用保険に加入することが必要です。

⇒委託・物品買入れ等事業者で未加入、未納のある事業者の方は、加入、納付をお願いい たします(適用除外「任意適用事業所」を除く)。

東京都では、令和5年10月からの発注案件については、社会保険・雇用保険加入事業者のみによる入札を実施します。

※適用除外「任意適用事業所」は入札参加可能です。

## 社会保険・雇用保険とは?

### 【社会保険(健康保険・厚生年金保険)】

健康保険: 労働者が病気や怪我をしたときに給付を行う制度

厚生年金保険:労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、

年金や一時金の支給を行う制度

### 加入義務

区 分	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事業所 (人数に関わりなく)	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	任意適用
個人事業主(農業・漁業・一部のサービス業※)	任意適用	任意適用

※一部のサービス業…旅館、飲食、理美容業など

### 【雇用保険】

雇用保険: 労働者が失業したときに労働者の生活の安定を図り、再就職を促進する ための給付を行う制度

### 加入義務

区 分	労働者5人以上	労働者5人未満
法人事業所 (人数に関わりなく)	強制適用	強制適用
以下を除く個人事業主	強制適用	強制適用
個人事業主(農業・漁業)	強制適用	任意適用

## 社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険の仕組みや加入手続の詳細については、以下の窓口にご相談ください。 お近くの窓口は以下の URL から確認できます。

### 【社会保険(健康保険・厚生年金保険)】

→ 日本年金機構

URL https://www.nenkin.go.jp

#### 【雇用保険】

→ 公共職業安定所(ハローワーク)

URL https://www.hellowork.mhlw.go.jp

社会保険・雇用保険加入に関し、**東京都社会保険労務士会**を通じて地域の社会保 険労務士に相談することができます。

社会保険・雇用保険の届出等の事務処理については、社会保険労務士に代行を依頼することもできます。

以下の URL からお近くの社会保険労務士を探すことができます。 東京都社会保険労務士会 URL https://www.tokyosr.jp

≪問い合わせ先≫

財務局経理部総務課契約調整担当 電話(03)5388-2607